

# 社会福祉法人月光園 令和6年度事業計画

## 1、 法人の理念

- 利用者の皆様に優しさと思いやりをもって接し、心の通う施設を目指します
- 家庭的雰囲気のある施設を目指します
- 地域社会と交流を深め、開かれた施設を目指します

## 2、 事業運営方針

- (1) 利用者の生活の場として快適な空間を作り、楽しく自立した生活ができるように努めます。
- (2) 利用者個人が人として尊厳が守られ、自分らしい生き方が尊重され、利用者に寄り添った支援介護サービスを実現します。
- (3) 地域の各分野の団体・個人のボランティアと交流を深め、高齢者施設への理解を頂き、共に支え合う関係を構築します。
- (4) 社会福祉事業及び法人の理念の重要性を職員自らが自覚し、自らの倫理観や専門的知識の向上、利用者の身体に応じた対応手法の向上等スキルアップを図ります。
- (5) 職員は、職員同士のコミュニケーションを十分に測り、チームワークを密にし、明るい施設、明るい職場を実現し、より良い支援、介護サービスに努めます。

### 3、 経営する事業

養護老人ホーム月光園（50名定員）

特定施設入居者生活介護サービス（50名中30名まで受け入れ可能）

月光園介護センター（訪問介護事業）

老人短期入所事業月光園（ショートステイ）

月光園デイサービスセンター（通所介護事業）

### 4、 役員数

評議員 7名 理事 6名 監事 2名

### 5、 評議員会の開催予定

開催予定年月	主な議題
2024年6月	令和5年度決算・理事長の職務状況 月光園事業報告
2025年3月	令和7年度予算他

### 6、 理事会の開催予定

開催予定年月	主な議題
2024年6月	令和5年度決算・事業報告他
2024年10月	理事長職務の執行状況
2025年3月	令和7年度予算他

6、 監事監査の実施予定

実施予定年月	監査内容
2024年5月	決算監査
2024年11月	定期監査

7、 外部会議等

長崎社会福祉法人経営者協議会総会、研修会

社会福祉施設管理者研修他

(※別紙参照)

# 養護老人ホーム月光園 令和6年度事業計画

## 1、 運営方針

入所者の社会復帰の促進及び自立のために必要な支援並びに訓練その他援助などの介護サービスを提供し、入所者がその能力に応じ尊厳のある自立した日常生活を営むことができるよう支援すると共に、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って処遇を行います。

## 2、 処遇等の方針

(1) 入所者の定員                      50名（措置委託）

(2) 入所者の処遇

施設の理念・運営規定に即し、入所者が安心・安全に能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、認知機能の低下など心身の状況に応じて、社会活動の促進及び自立のために必要な支援、地域との交流などの促進もりながら、適切な援助を行います。

(3) 援助・相談

入所者の認知機能の低下など心身の状況、その他おかれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、相談や支援方法などについて、真摯な姿勢で、その方々に寄り添いながら必要な助言、その他の援助をおこないます。

#### (4) 健康管理

入所者の健康維持のため、毎週一回委託医による診療を行います。その他、看護師を中心としながら、入所者お一人お一人の希望に合わせ、病院・治療方法を援助します。又、健康診断を実施して、その結果を記録します。

#### (5) 給食管理

栄養および入所者の嗜好を把握し、適切な給食を実施すると共に、安全で安心できる食材を提供します。又、個々の認知機能や摂食、嚥下状態、身体状態に配慮した調理方法で食事の提供に努めます。

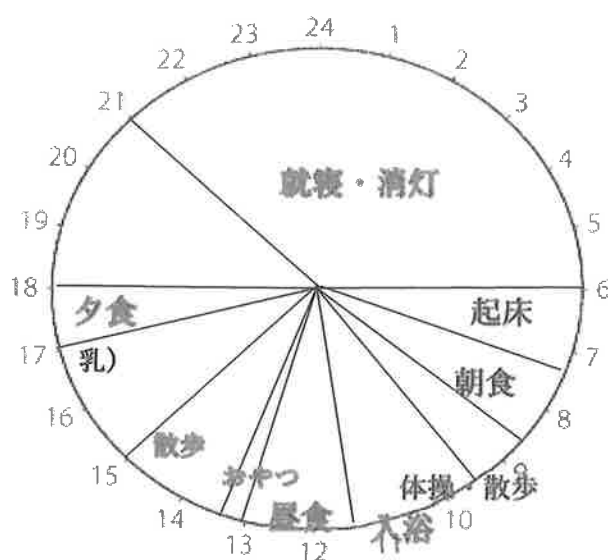
#### (6) 防災対策

職員と消防署などの公共機関や地域の方と一体となり、入所者の安全・安心に努めます。非常災害時に対して適切な判断で緊急対応ができるよう避難訓練、消火訓練、災害対策訓練などを実施し、全職員が緊急時に備えた機器の取り扱いの習熟に努め、報告・連絡・相談を怠らず、入所者の安全を図ります。BCP（事業継続計画）の運用

#### (7) 感染対策

国による緊急事態宣言や県や島原半島に関して、感染症が発生した場合は、速やかに保健所や施設内で対策会議を開き対応を協議し、入所者の安全を図ります。

## (7) 生活日課



6:00	起床
7:25	朝食
8:45	体操・散歩
9:30	入浴
11:25	昼食
13:00	散歩(施設内)
13:15	おやつ(ヤクルト、牛乳)
15:00	散歩(施設内)
17:25	夕食
21:00	就寝、消灯

## (8) 年間行事

別紙「令和6年度年間計画」のとおり

## (9) 令和6年度感染症対策マニュアル作成・BCP作成・運用について等

### 3、 地域との交流

地域の学校や各団体による施設訪問を積極的に受け入れると共に、気軽に施設見学ができるように配慮し、高齢者福祉施設への理解が深まるように努めます。

### 4、 特定施設入居生活介護サービス

要介護状態または要支援状態にある入所者の身体介護および生活援助の介護サービスについては、居宅サービス事業者である月光園介護センターに業務を委託します。

# 特定施設入居生活介護サービス 令和6年度事業計画

## 1、 運営方針

要介護状態または要支援状態にある入所者が能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう身体介護、その他日常生活上の世話、機能訓練および療養上の世話を行います。

## 2、 事業実施

### (1) 介護サービス利用者

利用者数 30名

### (2) 介護サービスの内容

生活援助（食事・排泄・入浴等の介助）

機能訓練（認知機能低下対応を含む）

相談援助

## 3、 介護サービス事業の委託

身体介護、生活援助などの介護サービスの提供については、居宅サービス事業者である月光園介護サービスに業務委託を行い、事業を実施します。

# 月光園介護センター 令和6年度事業計画

## 1、事業方針

外部サービス利用特定施設月光園の特定施設サービス計画に基づき、実施する  
身体介護その他、日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話など居宅介護  
サービスを行います

## 2、事業実施

### (1) 居宅介護サービス利用

利用人員 30名

### (2) 居宅介護サービスの内容

特定施設サービス計画に基づく入所者個別の介護計画により、身体介護

(食事・入浴・排泄等)と生活援助(機能訓練・認知機能低下対応等)

などを行う。



# 月光園デイサービスセンター 令和 6 年度事業計画

## 1、運営方針

高齢者が要介護状態または要支援状態になった場合、居宅において可能な限り自らの有する能力・意欲に応じて活動することにより、自立した日常生活を営むことが出来るよう支援に努めます。また職員は、常に利用者の立場に立った必要な日常生活上の支援と機能訓練を行いことにより、利用者の社会的孤立感の解消および心身機能の維持に努め、ご家族とコミュニケーションをとりながら身体的・精神的負担の軽減を図り、一緒に利用者を支えます。

## 2、重点目標

地域の在宅生活の支えになるよう利用者や家族のニーズに添った対応体制、サービスの提供を行うと共に、地域の方にも幅広く利用していただくために、体験や相談などを随時行う機会を設けて、安定した経営ができるように利用者数増加を図ります。

## 3、利用者数

利用登録者数	40名
利用者定員（1日当たり）	20名
利用者数（1日当たり）	20名（昨年度実績平均13.2人程度利用）

#### 4、 営業時間

営業日	月、火、水、金、土曜日
休業日	日、木曜日、12月31日から1月2日まで

#### 5、 サービス内容

(1) 通称介護計画に基づくサービスの提供

利用者の身体的及び精神的な状態や家族の意向及び勘案したケアプランを作成し、より利用者に寄り添いながら作成したプランに沿い、より良い在宅生活が維持できるようにサービスを提供します。

(2) 機能訓練

理学療法士により利用者個人ごとの日常生活の把握と具体的な生活目標の設定を行い運動機能の向上等の実現に向けて訓練を行います。

(3) 入浴サービス

利用者個人の状態、希望に応じ羞恥心や健康に配慮しながら入浴の見守り、必要なサービスの提供、最適な入浴サービスを提供します。

(4) 食事サービス

利用者個人の状態及び嗜好を把握し、食事の内容及び携帯の検討を行い、栄養面・健康面に配慮しながら、食事制限が必要な利用者に配慮しながら、職に喜びを感じられるような食事サービスを提供します。

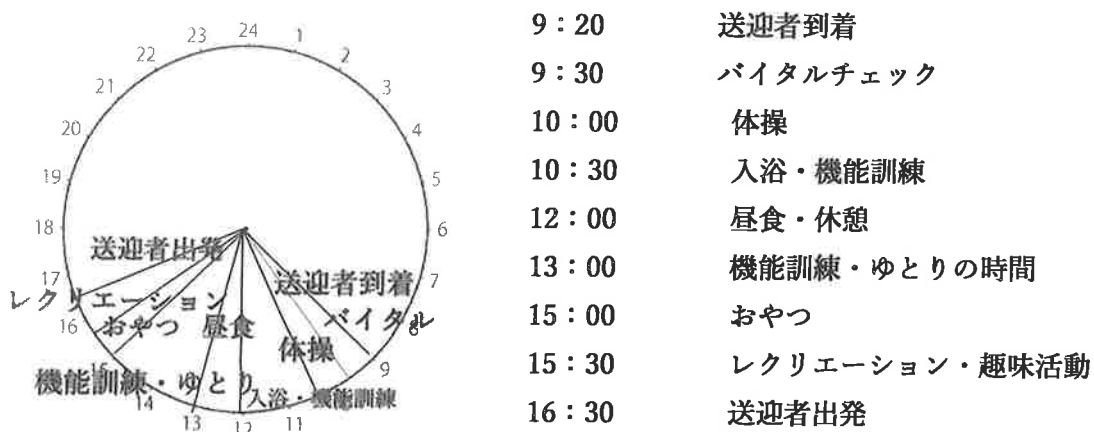
## (5) 健康管理

利用者の健康状態を観察把握し、常に看護師を配置しながら健康管理及び健康異常の早期発見・対応に努め、緊急時は主治医と家族と密に連携を図り、迅速に最善の対応対策に努めます。

## 6、 防犯対策

利用者の生命の安全を最優先課題とし、年 2 回の避難訓練と随時、防犯・防災訓練等を行い、適切な対応・対策に努めます。

## 7、 1日のスケジュール



## 8、 介護支援専門員との連携

利用者が住み慣れた地域、自宅の生活及び自立支援に向けてより良いサービスの提供に努め、情報の共有を図るため介護支援専門員をはじめ他のサービス事業者や医療機関や行政との連携を密に図ります

## 9、 地域との交流

地域の福祉教育及び各分野の団体・個人のボランティア等を積極的に受け入れ、地域との交流、包括的なケアシステムの構築に努め、介護予防拠点としての自覚と責任を持ち、他の機関と密なる連携を図ります。

## 10、 感染対策

国による緊急事態宣言や県や島原半島に関して、感染症が発生した場合は、速やかに保健所や施設内で対策会議を開き対応を協議し、入所者の安全を図ります。検温や健康管理、密になることを避け換気を十分に行うように感染対策を常に心がける

## 11、 BCP（事業継続計画）通所系の作成と運用

令和7年度からBCP研修義務化に備え、今年度より実際の訓練を行う